○総務省告示第　　号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二十七条の三第一項及び第三項の規定に基づき、令和五年総務省告示第二百九十一号（電気通信事業法第二十七条の三第一項及び第三項の規定に基づき、同条第二項の規定の適用を受ける電気通信事業者を指定する件）の一部を次のように改正する。

令和　　年　　月　　日

総務大臣　藤井比早之

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを削る。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| ［一～六　略］ | ［一～六　同上］ |
| ［削る］ | 七　ＮＴＴドコモビジネス株式会社 |
| ［削る］ | 八　ＮＴＴビジネスソリューションズ株式会社 |
| ［削る］ | 九　ＮＴＴＰＣコミュニケーションズ株式会社 |
| ［削る］ | 十　エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社 |
| ［削る］ | 十一　ＮＴＴメディアサプライ株式会社 |
| ［削る］ | 十二　ＮＴＴリミテッド・ジャパン株式会社 |
| ［削る］ | 十三　株式会社ケーブルネット下関 |
| ［削る］ | 十四　ＪＣＯＭマーケティング株式会社 |
| ［削る］ | 十五　株式会社ソラコム |
| ［削る］ | 十六　中部テレコミュニケーション株式会社 |
| ［削る］ | 十七　株式会社ドコモＣＳ |
| ［削る］ | 十八　ビッグローブ株式会社 |
| ［削る］ | 十九　横浜ケーブルビジョン株式会社 |
| ［削る］ | 二十　楽天コミュニケーションズ株式会社 |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |